

第2章 律令国家の形成

第1節 飛鳥の朝廷

＜東アジアの動向とヤマト政権の発展＞ 教科書P. 34 問P. 7 推古朝の政治

589年 隋が南北朝を統一

物部氏と蘇我氏の対立

592年 大臣蘇我馬子⇒大連物部守屋を滅ぼす（崇峻天皇暗殺）

推古天皇即位。厩戸王（聖徳太子）、蘇我馬子協力

603 冠位十二階、604年憲法十七条 制定

中央行政機構・地方組織 ← 隋書

遣隋使の派遣（小野妹子） ⇒ 煬帝から無礼とされたが国交継続

倭の五王の時代

（中国皇帝に臣属）

と異なる形式

618年唐 ⇒ 遣唐使派遣

《大化改新》

1. 国際的緊張と倭の国内情勢

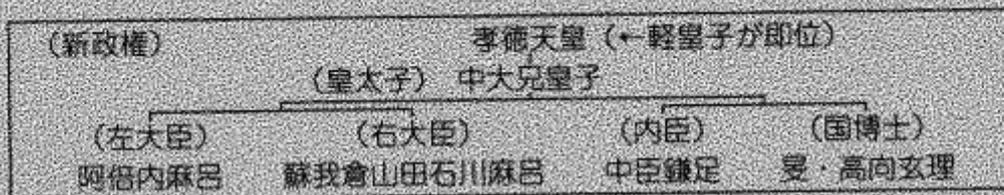
A. 唐の高句麗侵攻(7世紀半ば)

→(周辺諸国)中央集権の確立、国内統一の必要

B. 蘇我入鹿、山背大兄王を滅ぼす(643)→入鹿への権力集中

C. 乙巳の変(645)…中大兄皇子・蘇我倉山田石川麻呂・中臣鎌足
→蘇我蝦夷・入鹿を滅ぼす

2. 改新政治



A. 大王宮を飛鳥から難波に移す(645)

B. 「改新の詔」(646)：田荘・部曲の廃止→公地公民制に移行

C. 統一的税制の施行、「評」の設置、中央官制の整備

第2節 律令国家への道

＜大化改新＞ 教科書P. 38 問P. 9 律令国家の成立

蘇我入鹿が山背大兄王を滅ぼすが、中大兄皇子は中臣鎌足の協力で

645年 蘇我蝦夷・入鹿を滅ぼす (乙巳の変)

646年 改新の詔 ⇒ 公地公民制を目指す (田荘・部曲を廃止)

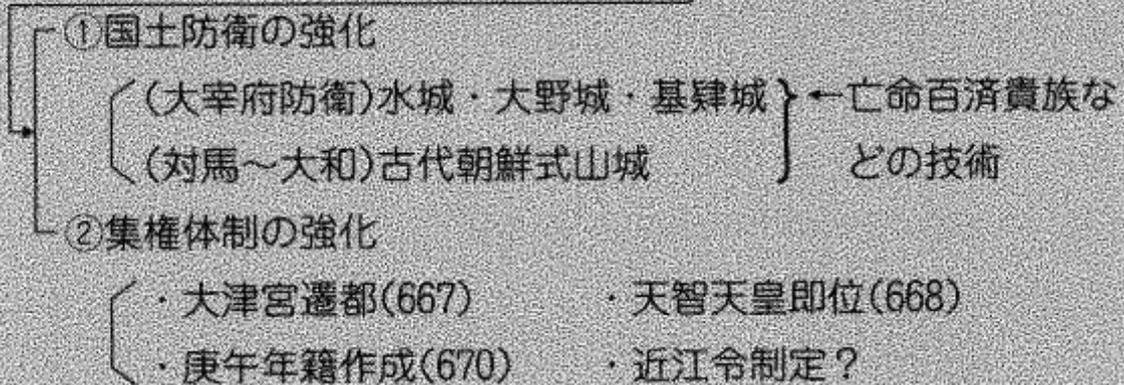
さまざまな改革 → 大化改新

《律令国家への道》

1. 白村江の戦い

A. 唐・新羅連合軍侵攻→百済滅亡(660)←倭：復興支援軍派遣

B. 白村江の戦い(663)…倭軍、唐・新羅連合軍に大敗



2. 壬申の乱

壬申の乱(672)←大海人皇子と大友皇子の皇位継承争い

↓

敗死→有力中央豪族失権

・ 飛鳥浄御原宮で即位(673) = 天武天皇 → 中央集権国家形成

3. 天武・持統天皇の政治

天武 { 「天皇」号使用, 豪族領有民廃止(675)

↓ { 八色の姓制定(684), 富本銭鑄造, 律令・国史の編纂開始

持統 { 飛鳥浄御原令施行(689), 庚寅年籍(690), 藤原京遷都(694)

<律令国家への道> 教科書 P. 39 問P. 10 律令制

663年 白村江の戦い (唐・新羅連合軍に大敗)

664年 対馬・壱岐・筑紫に防人と烽(とびひ=のろし台)など建設

667年 都を近江大津宮に移し、翌年天智天皇即位

670年 庚午年籍作成(かのえうまの年)

672年 壬申の乱で大友皇子を倒し飛鳥浄御原宮に遷都

684年 天武天皇は、八色の姓を制定、富本銭の鑄造

689年 持統天皇 飛鳥浄御原令 施行

690年 庚寅年籍(かのえとら年の戸籍)

694年 藤原京 遷都

<白鳳文化> ×

天武・持統天皇の時代 薬師寺、興福寺仏頭など

<大宝律令と官僚制> 教科書P. 41 問P. 11 律令国家の繁栄

701年 藤原不比等らにより大宝律令完成 (律=刑法、令=行政・租税などの規定)

中央: 神祇官、太政官と、八省 公卿の合議

地方: 畿内・七道、国・郡・里(のち郷)

京都は、左京、右京

難波は、摂津識

九州には太宰府

蔭位の制・・・五位以上の貴族優遇

刑罰・・・苔・杖・徒・流・死

<民衆の負担> 教科書P. 43

戸籍・計帳・・・班田の課税台帳

口分田・・・6歳以上の男女に課税するため与えた土地

班田收授法・・・国家が直接支配しようとした

調・庸・運脚、雑徭・出挙・・・税の種類 教科書P. 43表

兵役は、諸国の軍団で訓練を受け、一部は防人(九州の沿岸警備)となった

良民と賤民・・・身分制度

⇒ 五色の賤・・・ 陵戸・官戸・公奴婢(官奴婢)・家人・私奴婢

第3節 平城京の時代

<遣唐使>教科書 P. 44

遣唐使として、吉備真備や玄昉らが派遣された(新羅沿岸を避けると遭難しやすい)

中国東北部の渤海とは親密な関係

<奈良の都平城京>教科書 P. 45

710年 元明天皇は藤原京から奈良の平城京へ遷都し、奈良時代

唐の長安にならい条坊制の都市。朱雀大路から西が右京、東が左京

708年 富本銭に続けて、和同開珎を鑄造

⇒ 蓄銭叙位令・・・銭の流通促進の法律

<地方官衙と「辺境」> 教科書P. 47

七道(官道)整備 ⇒ 駅家

国府(国司の拠点)、郡家(郡司の拠点)

蝦夷に対するため、出羽国や、陸奥国府となる多賀城築城

南九州の隼人に対するため、薩摩国、大隅国がおかれた

<藤原氏の進出と政界の動揺> 教科書 P. 50

藤原不比等は、聖武天皇に娘の光明子を嫁がせ関係構築

不比等死後、長屋王が政権掌握したが、藤原4兄弟の策謀で自殺

4兄弟の死後、橘諸兄が政権掌握

741年 国分寺建立の詔

743年 大仏造立の詔

藤原仲麻呂は、恵美押勝の名前をもらうが、光明皇太后の死後

道鏡らに滅ぼされた。

光仁天皇・・・藤原式家のはかりごとで、天智天皇の孫を迎えた

<民衆と土地政策> 教科書 P. 52 問P. 12 奈良時代の政治

生活は、竪穴住居にかわり、掘立柱住居

妻問婚・・・男性が女性の家に通う

723年 三世一身法・・・長屋王の時代、自分～子～孫～ひ孫の代まで

743年 墾田永年私財法 ⇒私有地拡大につながった(初期荘園)

困窮農民の中には、浮浪(口分田を捨てる)・逃亡(工事現場から)するものも増えた

一学期 期末はここまで行きたい